

# マイナンバー制度について

## ①マイナンバー制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。

平成27年10月以降、日本国内に住民票を有する方一人一人にマイナンバー（個人番号）が通知され、平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続で必要になりました。

## ②弊社への通知をお願い致します

エステムプランニングでは毎年、税法に基づいて、各オーナー様への家賃の年間支払額を『不動産の使用料等の支払調書』として税務署へ提出しています。マイナンバー法施行に伴い、平成28年度以降の『不動産の使用料等の支払調書』には、マイナンバーを記載しなければならなくなりました。つきましては、オーナー様にお手数をお掛けしますが、次の通知方法に添って弊社へマイナンバーの通知をお願い致します。

なお、ご通知いただきましたマイナンバーにつきましては裏面記載の通り、厳重な管理を行ってまいります。

## ③通知方法

弊社へのマイナンバーの通知は次の手順に添ってお願いいたします。

- a. ご自身の個人番号カードの両面もしくは通知カードの表面をコピーし、別紙の『マイナンバーご提出のお願い』の①欄に貼り付ける。
- b. 別紙の『マイナンバーご提出のお願い』の左上に記載されている住所とご自身の個人番号カードもしくは通知カードに記載されている住所が一致しているかを確認する。

### 住所が一致している方

別紙の『マイナンバーご提出のお願い』を同封の専用封筒へ入れ、必ず郵便局の窓口にて書留郵便にて発送する。（ポスト投函はお控えください。発送の際に郵便局から渡される『書留郵便物等差出票の控え』はお手元に大切に保管ください。）

### 住所が一致していない方

ご自身の運転免許証の表面、パスポートもしくは健康保険証と年金手帳をコピーし、別紙の『マイナンバーご提出のお願い』の②欄に貼り付ける。

別紙の『マイナンバーご提出のお願い』を同封の専用封筒へ入れ、必ず郵便局の窓口にて書留郵便にて発送する。（ポスト投函はお控えください。発送の際に郵便局から渡される『書留郵便物等差出票の控え』はお手元に大切に保管ください。）

↓裏面もご覧ください。

# マイナンバーの管理について

## ①行政機関の管理体制

マイナンバー制度では、制度・システム両面で様々な安全管理措置を講じています。具体的には、そもそもマイナンバーのみでは手続ができないようにしているほか、情報の分散管理やシステムへのアクセス制御、通信の暗号化などを行います。

また、個人情報がひとつの共通データベースで管理されることは一切ありません。例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は各市町村に、年金に関する情報は年金事務所になど、これまでどおり情報は分散して管理されます。仮に1か所でマイナンバーを含む個人情報が漏えいしたとしても、個人情報を芋づる式に抜き出すことはできない仕組みとなっています。

(内閣官房のホームページより一部抜粋)

## ②弊社内の管理体制

弊社内におきましても、厳重な管理体制を講じています。

お客様からの提供は一般書留郵送でお願いしております。郵送されたマイナンバーは、郵便局員からマイナンバー担当者が直接受け取り、速やかに専用ソフトへ入力します。また、郵送いただいた書面も専用の金庫で保管します。

データに関しても、セキュリティ対策を十分に行い、情報管理部の一部の担当者以外は、入力・閲覧ができない仕組みとしています。

